

整理番号：1－2

提言題名：COVID－19対策について

**【提言の要旨】**

COVID-19対策として一番不足とされているのは、更なる感染者追跡と保護といわれています。対策として更に必要なことは、国や政府が医療機関への支援と同時に宿泊療養施設確保、早期の発見と隔離、診断、治療のいわば「4早」を第一にすること、1日1本は新規制を発令し、議会を通さずに法律に近い規制を作ること、5人以上の会食や集会に罰金を取ること、マスク無着用で列車内に居たら罰金を取ること、複数の他人に感染させたら罰金を取ること、列車内に空気清浄機設置、駅で相談や希望に応じて体温測定を可能にすること、厳格な防疫措置や都市間の移動制限、旅行や外食より癌検診や歯科医院に行かせること、大規模集中的検査を政府の大方針とすること、一時的な経済停止などがあります。

(令和3年2月受付)

**【回答の要旨】**

新型コロナウイルス感染症は、政令により指定感染症に定められており、感染者の感染経路や濃厚接触者に関する調査、情報の公表等は都道府県が行うこととされています。

また、各種対策につきましても、主には情報を把握している都道府県が主体となって講じられており、茨城県においても、地域内の医療提供体制や感染状況、都内の感染状況などの情報を基に、不要不急の外出自粛要請等が行われてきました。

市では、県の方針に則り新型コロナウイルス感染症防止対策を実施しております。引き続き感染症対策を徹底してまいります。

(健康づくり推進課 令和3年2月回答)